

②湖西市企業シャトル B a a S 事業の運行管理に係る指揮命令系統の方法の承認

【交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について】より抜粋

※国自旅第316号 令和2年11月27日

4. 輸送の安全及び旅客の利便の確保

登録を受けた運送者が講じなければならない輸送の安全及び旅客の利便の確保措置については、以下の点に留意することとする。

（3）安全な運転のための確認等及び乗務記録の実施

① 道路運送法施行規則第51条の22第1項から第3項に定める、運送者が乗務しようとする運転者に対して行う確認、指示は対面により行うよう努める。**地域公共交通会議等において対面での確認が困難であると認められた場合には、地域の実情を踏まえ、輸送の安全の確保の観点で適当と認められた方法**により、必要な確認、指示を確実に実施できる体制を整備し実施すること。

【道路運送法施行規則（抜粋）】

第五十一条の二十二 自家用有償旅客運送者は、乗務しようとする運転者に対して、酒気帯びの有無及び疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、自家用有償旅客運送自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与え、運転者ごとに確認を行った旨及び指示の内容を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

2 自家用有償旅客運送者は、特定事務所にあつては、乗務を終了した運転者に対して、酒気帯びの有無について確認し、運転者ごとに確認を行った旨を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

3 自家用有償旅客運送者は、特定事務所にあつては、アルコール検知器を常時有効に保持するとともに、前二項の規定により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて行わなければならない。

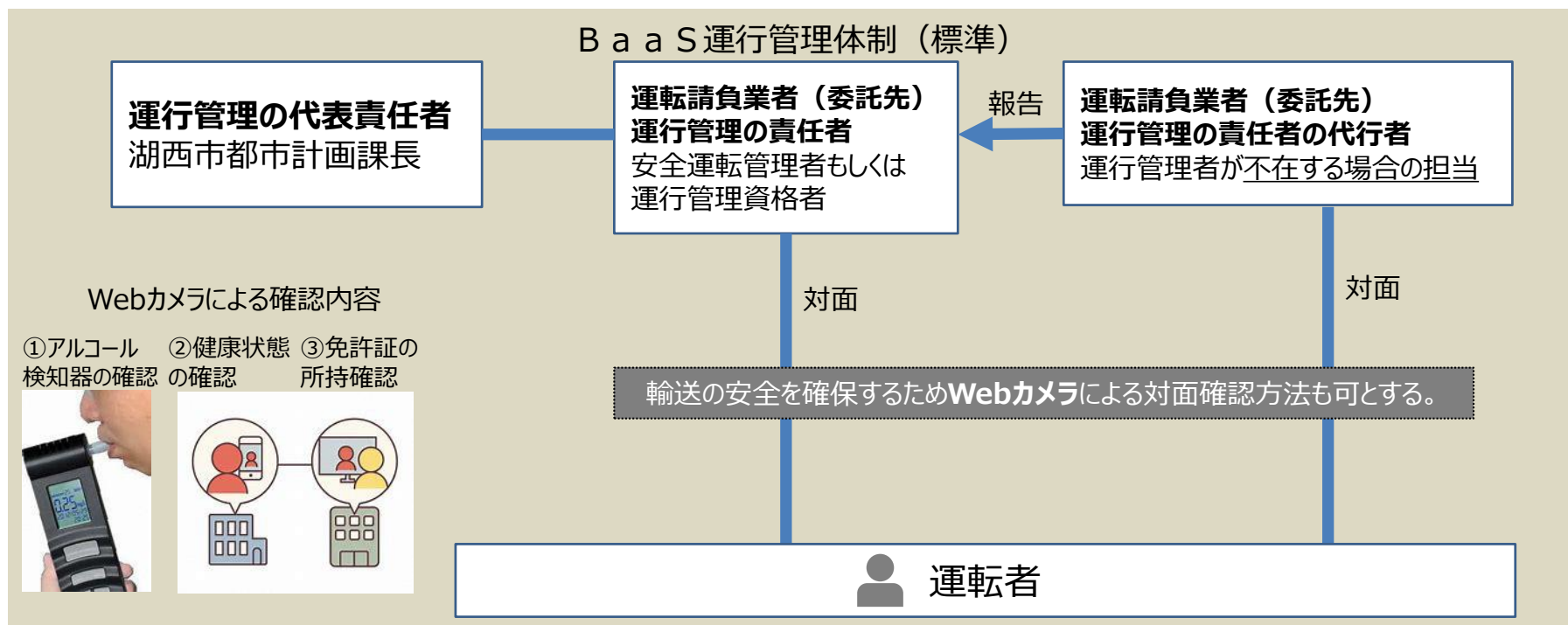
4 《略》

【承認を求める内容】

運行管理者もしくは代行者による安全のための確認点呼は、対面で行うが対面が確保できない場合には、遠隔（Webカメラ）による点呼の方法も可能とする。

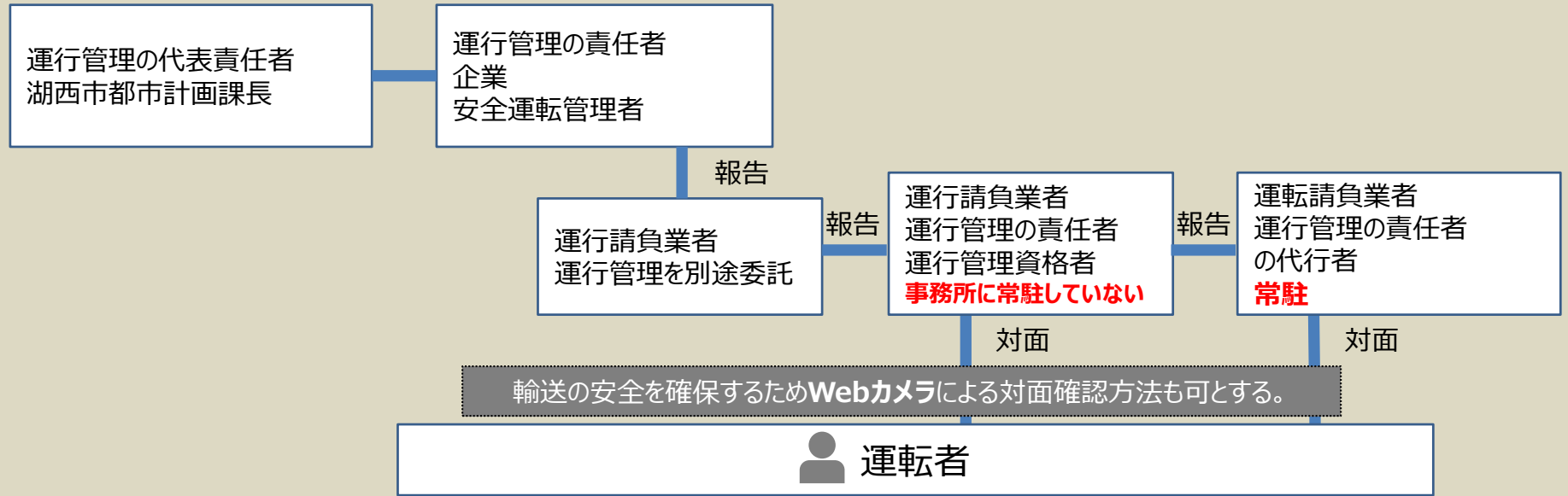
【対面の確認が困難である理由】

- ◆ 湖西市企業シャトルBaaSにおいては、企業側の運行管理の仕組みを基本として安全のために必要な点呼方法を考えている。
- ◆ 今回、安全のために必要な点呼においては、運行管理請負業者は安全運転管理者もしくは運行管理資格者を配置し点呼実施するが、不在の場合は代行者による対面での点呼を実施する。
- ◆ 運行管理有資格者を常駐で配置させるためには、費用負担が増えることや、有資格をもつ人材の確保は困難である。
- ◆ Webカメラにおいても、映像で目視できることから輸送の安全の確保が可能と考えている。



B a a S運行管理体制

(株)デンソー湖西製作所



B a a S運行管理体制

浜名湖電装(株)

